



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*69	和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境生活総務課).....	1
*70	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例施行規則	(薬務課).....	6
*71	みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則	(畜産課).....	15
*72	和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行規則	(下水道課).....	15
*73	和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課).....	17

規 則

和歌山県規則第69号

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県環境影響評価条例施行規則(平成12年和歌山県規則第160号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第2項中「方法書の」を「方法書等の」に、「環境影響評価方法書送付書」を「環境影響評価方法書等送付書」に改め、同条第3項中「方法書」を「方法書等」に改める。

第5条第5号中「方法書」を「方法書等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(方法書の公表)

第5条の2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

第6条第1項及び第2項中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第3項中「方法書の」を「方法書等の」に、「当該方法書」を「方法書」に、「方法書に」を「方法書等に」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(方法書説明会の開催)

第6条の2 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第6条の3 第4条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域

(4) 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(方法書説明会の開催結果の報告)

第6条の4 条例第7条の2第4項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(別記第5号様式)により行うものとする。

(責めに帰することができない事由)

第6条の5 条例第7条の2第5項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(3) その他前2号に掲げる事由に準ずる事由により説明会の開催が不可能であること。

第10条見出し中「準備書」を「準備書等」に改め、同条中「準備書及び要約書」を「準備書等」に改める。

第12条第3号中「準備書」を「準備書等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(準備書の公表)

第12条の2 第5条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第5条の2中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

第13条中「準備書」との次に「、「方法書等」とあるのは「準備書等」と」を加える。

第14条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第14条 第6条の2の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第6条の2中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第15条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「条例第16条第2項」の次に「において準用する条例第7条の2第2項」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 第6条の3第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第6条の3第2項第2号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第3号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第16条から第18条までを次のように改める。

(準備書説明会の開催の結果報告)

第16条 第6条の4の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会について準用する。

(責めに帰することができない事由)

第17条 第6条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第6条の5中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第18条 削除

第19条中「第7条第1項第2号及び第3号」を「第7条」に改める。

第24条の見出し中「評価書」を「評価書等」に改め、同条第1項中「評価書及び要約書」を「評価書等」に改め、同条第2項中「評価書及び要約書」を「評価書等」に、「準備書」を「準備書等」に、「評価書」を「評価書等」に改める。

第25条の見出し中「評価書」の次に「について」を加える。

第26条の次に次の1条を加える。

(評価書の公表)

第26条の2 第5条の2の規定は、条例第21条の規定による公表について準用する。この場合において、第5条の2中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

第27条中「評価書」との次に「、「方法書」とあるのは「評価書等と」を加える。

第35条に次の3項を加える

4 条例第31条第2項の規定により事後調査報告書を公表する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 関係する市町村の協力を得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

5 条例第31条第2項の規定による事後調査報告書の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

6 前2項に規定する方法による公表は、事後調査報告書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

第36条の表中「第7条」の次に「、第7条の2第1項から第5項まで」を加え、「第16条第1項から第4項まで」を「第16条」に改める。

第37条の表を次のように改める。

第3条第1項及び第2項	条例第6条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第4条第1項及び第5条	条例第7条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条
第5条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第5条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第4号	条例第6条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第5条第7号	条例第8条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第5条の2	条例第7条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者	都市計画決定権者
第6条第1項	条例第7条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者	都市計画決定権者
第6条第3項	事業者	都市計画決定権者
第6条の2	条例第7条の2第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業

	事業者	都市計画決定権者
第6条の3第1項	条例第7条の2第2項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第6条の3第2項	条例第7条の2第2項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
	対象事業	都市計画対象事業
第6条の4	条例第7条の2第4項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
第6条の5	条例第7条の2第5項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第5項
	事業者	都市計画決定権者
第7条第1項	条例第8条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第8条	条例第9条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第9条
第9条第1項	条例第10条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
第9条第2項	事業者	都市計画決定権者
第10条第1項	条例第14条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第14条
第11条及び第12条	条例第15条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第15条
第12条第1項	第5条第1項	第37条の規定により読み替えて適用される第5条
第12条第5号	条例第17条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第12条の2及び第13条	条例第15条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第15条
第14条	条例第16条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第15条第1項	条例第16条第2項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第15条第2項	条例第16条第2項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
第16条	条例第16条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第17条	条例第16条第2項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	事業者	都市計画決定権者
第19条	条例第17条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第20条	条例第18条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第18条
第21条第1項	条例第19条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項
第22条第1項	対象事業	都市計画対象事業

	条例第6条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第22条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第22条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第23条	条例第20条第2項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項
第24条	条例第20条第3項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第20条第3項
第25条、第26条及び第27条	条例第21条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第21条
第26条第1号	第5条第1号	第37条の規定により読み替えて適用される第5条第1号
第28条	条例第23条ただし書	第36条の規定により読み替えて適用される条例第23条ただし書
第29条第1項	条例第24条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項
	条例第25条第4項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第25条第4項
第29条第2項	条例第24条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項
第30条第1項及び第2項	条例第25条第2項	第36条の規定により読み替えて適用される第25条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第36条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第31条第1項	条例第25条第4項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第25条第4項
	条例第24条第1項	第36条の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項

第38条の表に次のように加える。

第35条第4項	条例第31条第2項	条例第34条において準用する条例第31条第2項
第35条第5項	条例第31条第2項	条例第34条において準用する条例第31条第2項

別表第1の2の項イ中「排供水時」を「非供水時」に改める。

別記第1号様式中「環境影響評価方法書送付書」を「環境影響評価方法書等送付書」に改め、「環境影響評価方法書」の次に「及び要約した書類」を加える。

別記第2号様式中「第4条」の次に「、第6条の3」を加え、「説明会」を「方法書説明会・準備書説明会」に改める。

別記第4号様式中「要約書」を「要約した書類」に改める。

別記第5号様式中「第16条関係」を「第6条の4、第16条関係」に、「第16条」を「第6条の4（第16条において準用する場合を含む。）」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 削除

別記第8号様式中「要約書」を「要約した書類」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の和歌山県環境影響評価条例施行規則の規定による用紙は、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第70号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(中毒症状を呈する者の情報)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 使用した薬物の名称その他の当該薬物を特定できる情報
- (2) 中毒症状を呈する者の性別及び年代
- (3) 中毒症状を呈する者と診断し、又は確認した年月日

(知事監視製品を販売等しようとする者の届出等)

第4条 条例第14条第1項の規定による届出は、知事監視製品販売業届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第6項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 購入し、又は譲り受ける知事監視製品の名称その他の当該知事監視製品を特定できる事項
- (2) 購入し、又は譲り受ける知事監視製品の数量
- (3) 知事監視製品を購入し、又は譲り受ける年月日

3 条例第14条第7項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 購入し、又は譲り受けた知事監視製品の名称その他の当該知事監視製品を特定できる事項
- (2) 購入し、又は譲り受けた知事監視製品の数量
- (3) 知事監視製品を購入し、又は譲り受けた相手方の住所及び氏名（法人にあつては、所在地及び名称）
- (4) 知事監視製品を購入し、又は譲り受けた年月日

4 条例第14条第9項の規定による届出は、知事監視製品販売業変更届（別記第2号様式）により行うものとする。

5 条例第14条第10項の規定による届出は、知事監視製品販売業廃止届（別記第3号様式）により行うものとする。

(販売業者の告示)

第5条 条例第14条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 知事監視製品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する場所（以下「販売等場

所」という。)の所在地及び名称

(2) 届出年月日

2 条例第14条第11項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 販売等場所の所在地及び名称

(2) 条例第14条第1項の規定により届け出た事項を変更し、又は知事監視製品を販売しなくなった、授与しなくなった、若しくは販売若しくは授与の目的で所持しなくなった年月日

(販売業者以外の者から購入等した者の手続)

第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 購入し、又は譲り受けた知事監視製品の名称その他の当該知事監視製品を特定できる事項

(2) 購入し、又は譲り受けた知事監視製品の数量

(3) 店舗を設けずに販売し、又は授与する者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けたときは、その者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地及び名称)

(4) 店舗を設けて販売し、又は授与する者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けたときは、その店舗の所在地及び名称

(5) 知事監視製品を購入し、又は譲り受けた年月日

2 条例第16条第1項の規定による書面の提出は、知事監視製品購入・譲受届(別記第4号様式)により行うものとする。

(正当な理由により行う場合)

第7条 条例第19条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 国又は地方公共団体が学術研究、試験検査その他の目的で知事指定薬物を製造し、栽培し、授与し、又は授与の目的で所持する場合

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設(次項において「学校等」という。)において、学術研究又は試験検査の目的で知事指定薬物を製造し、栽培し、授与し、又は授与の目的で所持する場合

(3) 前2号に掲げる場合を除くほか、工業用、学術研究用又は試験検査用の用途に限って知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で所持し、又は販売若しくは授与の目的で広告する場合

2 条例第20条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 国又は地方公共団体が学術研究、試験検査その他の目的で知事指定薬物を所持する場合

(2) 学校等において、学術研究又は試験検査の目的で知事指定薬物を所持する場合

(3) 前2号に掲げる場合を除くほか、工業用、学術研究用又は試験検査用の用途に限って知事指定薬物を所持する場合

3 条例第20条第2項ただし書に規定する規則で定める場合は、薬事法(昭和35年法律第145号)第76条の4に規定する医療等の用途に供するために指定薬物を所持するに至った場合とする。

(警告書)

第8条 条例第21条第3項に規定する警告は、警告書(別記第5号様式)により行うものとする。

(公表)

第9条 条例第24条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 勧告の対象となった薬物の名称その他の当該薬物を特定できる事項

(2) 勧告の内容及び年月日

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第24条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 命令を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、所在地及び名称)
- (2) 命令の内容及び年月日
- (3) その他知事が必要と認める事項
(立入調査を行う職員の証明書)

第10条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第6号様式のとおりとする。

(和歌山県薬物検討審査会)

第11条 和歌山県薬物検討審査会 (以下「審査会」という。) に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、審査会に付議すべき事案につき、審査会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回り審議をもって審査会の審議に代えることができる。
- 8 審査会の庶務は、福祉保健部において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第8条まで及び第9条第2項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

知事監視製品販売業届出書

販売等場所の名称	
販売等場所の所在地	
備 考	

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第14条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事様

住 所:

(法人にあつては、所在地)

氏 名:

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

連絡先電話番号:

(日本工業規格A列4番)

別記第2号様式(第4条関係)

知事監視製品販売業変更届

販売等場所の名称			
販売等場所の所在地			
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日			
備	考		

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第14条第9項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事様

住 所:

(法人にあっては、所在地)

氏 名:

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

連絡先電話番号:

(日本工業規格A列4番)

別記第3号様式(第4条関係)

知事監視製品販売業廃止届

販売等場所の名称	
販売等場所の所在地	
廃止年月日	
備考	

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第14条第10項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事様

住 所:

(法人にあつては、所在地)

氏 名:

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

連絡先電話番号: _____

(日本工業規格A列4番)

別記第4号様式(第6条関係)

知事監視製品購入・譲受届

知事監視製品を購入し、 又は譲り受けた相手方の 住所及び氏名又は店舗の 所在地及び名称		
知事監視製品を購入し、 又は譲り受けた年月日		
購入し、又は譲り受けた 知事監視製品の名称等と 数量	名称等 (その知事監視製品を特定 できる事項)	数 量
誓 約	<input type="checkbox"/> 個人の場合 購入し、又は譲り受けた知事監視製品は、みだりに吸入、 吸引、摂取その他の方法により身体に使用しないことを誓約 します。 <input type="checkbox"/> 法人の場合 購入し、又は譲り受けた知事監視製品は、みだりに吸入、 吸引、摂取その他の方法により身体に使用させないことを誓 約します。	
備 考		

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第16条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。
 なお、知事監視製品を使用し、又は使用させる場合には、上記の誓約を遵守します。

年 月 日

和歌山県知事様

住 所:

(法人にあっては、所在地)

氏 名:

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

連絡先電話番号:

(日本工業規格A列4番)

別記第5号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 

警 告 書

貴 が行った下記の行為は、和歌山県薬物の濫用防止に関する条例 の
規定に違反するので、同条例第21条第1項第 号の規定により警告する。

記

1 日 時

2 場 所

3 内 容

(日本工業規格A列4番)

別記第6号様式(第10条関係)

(表)

第 号	
証 明 書	
所 属	写真貼付
職氏名	
年 月 日生	
上記の者は、和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第25条の規定により、立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日交付	
和歌山県知事	印

(裏)

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例 (抜粋)

(立入調査)

第 25 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事監視製品若しくは知事指定薬物又はこれらに該当する疑いのある物 (以下「知事監視製品等」という。) を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少分量に限り知事監視製品等の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考

- 1 証明書の大きさは、縦 8 センチメートル、横 12 センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとする。

和歌山県規則第71号

みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

みつばち転飼条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第141号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蜜蜂転飼条例施行規則

第1条中「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に改める。

第2条第1項中「みつばち転飼場所貸与同意書」を「蜜蜂転飼場所貸与同意書」に改める。

第3条第1項中「みつばち転飼許可変更承認申請書」を「蜜蜂転飼許可変更承認申請書」に改める。

別記第1号様式中「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

別記第2号様式中「みつばち転飼場所貸与同意書」を「蜜蜂転飼場所貸与同意書」に改める。

別記第3号様式中「みつばち転飼許可書」を「蜜蜂転飼許可書」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

別記第4号様式中「みつばち転飼許可済み」を「蜜蜂転飼許可済み」に、「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

別記第5号様式中「みつばち転飼許可変更承認申請書」を「蜜蜂転飼許可変更承認申請書」に、「によるみつばち転飼許可」を「による蜜蜂転飼許可」に、「みつばち転飼条例施行規則」を「蜜蜂転飼条例施行規則」に改める。

別記第6号様式中「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に改める。

別記第7号様式中「みつばち転飼条例施行規則」を「蜜蜂転飼条例施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のみつばち転飼条例施行規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この規則の施行の際、現に改正前のみつばち転飼条例施行規則の規定により交付されている許可書及び許可標識は、改正後の蜜蜂転飼条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

和歌山県規則第72号

和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行規則を次のように定める。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成24年和歌山県条例第85号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- (2) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- (3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。

ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

- (4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設及び処理施設）

第3条 条例第4条第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに掲げる基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置等）

第4条 条例第4条第5号の規則で定める措置は、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次の各号に掲げるものとする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方変動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、地震動の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

- (2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

3 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（排水管内径及び排水渠の断面積を定める数値）

第5条 条例第5条第1号の規則で定める数値は、排水管の内径については100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積については5,000平方ミリメートルとする。

（汚泥処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第6条 条例第6条第2号の規則で定める措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第7条 条例第8条第6号の規則で定める措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第73号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「がけ」を「崖」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（建築計画概要書等の写しの交付の請求）

第20条 条例第17条の省令第11条の4第1項各号に掲げる書類の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写し交付申請書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 11 号様式(第 20 条関係)

建築計画概要書等の写し交付申請書

年 月 日	
和歌山県知事 様	
申請者 住 所 氏 名	
建築計画概要書等の写しの交付を受けたいので、和歌山県建築基準法施行細則第 20 条の規定により申請します。	
使用の目的	
申請に係る書類の種類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 処分等概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書 <input type="checkbox"/> 指定道路図 <input type="checkbox"/> 指定道路調書
確 認 等 番 号	第 号
確 認 等 年 月 日	年 月 日
建 築 主 等 の 氏 名	
建 築 物 等 の 位 置	市 町 郡 大字 村
手 数 料 欄	
備 考	
受 付	

注 該当する事項の□にレ印を付すこと。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。